

2024 年 4 月 2 日

マネジメントシステム認証組織各位

マネジメントシステム認証機関各位

公益財団法人 日本適合性認定協会

CB 認定ユニット

マネジメントシステム規格 気候変動の追補版の対応について

拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、マネジメントシステム規格の意図した結果を達成する能力に対する気候変動の影響を考慮する必要性に対処するために、既存のマネジメントシステム規格への追補 (Amendments) (以下、追補版という) が、国際標準化機構 (ISO) より 2024 年 2 月 23 日に一斉に発行されました。

また、国際認定フォーラム (IAF) と国際標準化機構 (ISO) は、追補版に対する共同コミュニケを発表し、また、国際認定フォーラム 技術委員会 (IAF TC) は、追補版の適用に伴う認証された適合組織、認証機関及び認定機関に対する決定を発表いたしました。

それらを受けまして、本協会は、IAF 及び ISO 共同コミュニケに基づく、追補版に伴う認証及び認定の対応について、以下のとおりお知らせいたします。

参考：

(1)既存の各マネジメントシステム規格に対する追補版 (英文)

<https://www.iso.org/standards.html>

ISO 9001 の場合、「9001」で検索し、「ISO 9001:2015/Amd 1:2024」を参照

(2)既存のマネジメントシステム規格に対する気候変動への配慮の追補版に関する

IAF 及び ISO 共同コミュニケ

[Joint ISO-IAF Communiqué re Climate Change Amds to ISO MSS](#)

(3)共同コミュニケの和訳 (日本規格協会サイトへ)

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_mngment03/

「これまでの経緯」の最下段：

(参考訳:[マネジメントシステム規格への気候変動対策追補改訂の発行](#))

(4)追補版の適用に伴う、認証された適合組織、認証機関及び

認定機関の対応に関する

IAF TC の決定

<https://iaf.nu/en/news/iaf-and-iso-publish-joint-communication/>

同文書の参考和訳

https://www.jab.or.jp/cms/uploads/0401-1_2e71ae0ac8.pdf

敬具

記

1. 被認証組織に求められる対応

上記参考の(2)及び(4)を参照し、自組織のマネジメントシステムの開発、維持、有効性において、気候変動の側面とリスクを考慮し、該当する場合、組織の目標や活動に組み込まれていることを確認してください。

2. マネジメントシステム認証機関に求められる対応

上記参考の(2)及び(4)を参照し、以下を実施してください。

2.1 被認証組織への対応

追補版の発行及び組織として必要な対応について、認証した組織に周知してください。

2.2 認証機関の認証プロセスへの反映

- 1) 追補版の適用に対して、必要に応じて手順・様式等の改訂を行うとともに、認証審査員を含む要員への教育・周知を行ってください。
- 2) 追補版を含む認証審査の結果として、改訂された証明書を発行する必要はありませんが、審査の計画書、報告書等には追補版を適用した規格として明記してください。

2.3 認証審査における対応

認証審査で、気候変動を含め、関連性があると判断されたすべての外部及び内部の課題が考慮されていることを被認証組織が証明できない場合には、その内容に応じて、適切な所見としてください。

参考：被認証組織が気候変動について考慮しており、そのマネジメントシステムに関連する課題であると判断している場合には、必要に応じて被認証組織による目標や活動に組み込まれていることを確認してください。被認証組織が、そのマネジメントシステムにとって気象変動は関連性のある課題ではないとみなしている場合、その決定を下し、関連する措置を実行するための被認証組織のプロセスの有効性を確認してください。

3. 認定機関としての対応

- 1) 被認証組織の認証審査において、認証機関が気候変動の側面を考慮していることを、事務所審査における記録及び立会審査で確認いたします。追補版への対応を確認する目的だけの認定審査（いわゆる移行審査）は実施いたしません。
- 2) 追補版の適用について、認証機関が認証した組織への必要な情報の周知を適切に行うとともに、認証審査員を含む要員に対する周知や必要に応じた教育を実施していることを事務所審査で確認いたします。
- 3) 追補版の適用に関する認証機関としての対応が十分でないと判断した場合には、追補版の発行日からの経過や認証機関としての準備状況等を総合的に判断して所見といたします。

注：追補版の発行日は、ISO から発行された日（2024 年 2 月 23 日）といたします。
4) 追補版の適用に伴う、認定証の改訂は行いません。

4. その他

2024 年 3 月 12 日に FSSC 財団より BoS（Board of Stakeholders Decision List
：BoS-list-FSSC-22000-V6_March-2024）が発行され、その中で気候変動の追補版の適用に関して、2024 年 4 月 1 日以降の FSSC22000 V6 の審査に含めるように要求されています。この意図について FSSC 財団に確認したところ、IAF TC の決定を尊重するとの回答を得ましたので、FSSC22000 V6 の審査への適用についても上記のとおりとします。なお、直ちに 2024 年 4 月 1 日以降の FSSC22000 V6 の審査に含めることを妨げるものではありませんので、その点補足します。

以上

お問い合わせ先：

公益財団法人日本適合性認定協会 CB 認定ユニット

E-mail: cs-cb@jab.or.jp